

令和3年3月議会 議案概要書
市議会定例会 (当初予算等分)

<議案>

A 予算案件 (20件)

1 一般会計

(1) 令和3年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 令和3年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 令和3年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 令和3年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(4) 令和3年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 令和3年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 令和3年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 令和3年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

- (8) 令和3年度富山市企業団地造成事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算
 - イ 地方債

- (9) 令和3年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (10) 令和3年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (11) 令和3年度富山市競輪事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (12) 令和3年度富山市農業集落排水事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算
 - イ 地方債

- (13) 令和3年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算
 - イ 債務負担行為

- (14) 令和3年度富山市軌道整備事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (15) 令和3年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

3 企業会計

- (1) 令和3年度富山市水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出
 - ウ 企業債

- (2) 令和3年度富山市工業用水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出

- (3) 令和3年度富山市公共下水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出
 - ウ 継続費
 - エ 企業債

(4) 令和3年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出
- イ 資本的収入及び支出
- ウ 企業債

B 条例案件（43件）

1 富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

【趣旨】

地方自治法の一部改正により市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免責することができることとされたことに伴い、必要な事項を定めるもの。

- (1) 市長等の市に対する損害を賠償する責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その賠償の限度額を、地方自治法施行令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める数を乗じて得た額とし、当該限度額を超える部分については免責とするもの。

市長	6
副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、政策監、消防局長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者	2
上記以外の職員	1

(2) 関係法令

- ア 法律 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ウ 省令 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

(3) 施行期日 令和3年4月1日

2 富山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めるもの。

(1) 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができることとする。

(2) 関係法令

法律 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(3) 施行期日 令和3年4月1日

3 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 新型コロナウイルス感染症の定義の改正

(2) 関係法令

政令 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
（令和2年政令第11号）

(3) 施行期日 公布の日

4 富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件

【趣旨】

市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として制定するもの。

(1) 用語の定義

ア 条例等

市の条例、規則等（本市の執行機関（地方自治法（以下「法」という。）第2編第7章の規定により設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則及び規程、法第120条に規定する会議規則、法第130条第3項に規定する規則、議会の規程並びに地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により本市が処理することとされた事務について規定する富山県の条例及び富山県の執行機関の規則をいう。

イ 市の機関等 次に掲げるものをいう。

（ア）本市の執行機関、地方公営企業法第7条の規定により設置される管理者、消防組織法第9条の規定により設置される消防本部及び消防署並びに議会又はこれらに置かれる機関

（イ）（ア）に掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

（ウ）市の公の施設の管理を行う指定管理者

ウ 書面等

書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

エ 署名等

署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

オ 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

カ 申請等

申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

キ 処分通知等

処分の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

ク 縦覧等

条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

ケ 作成等

条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

コ 手続等

申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(2) 手続等のオンライン化に関する規定

手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

(3) 適用除外に関する規定

次に掲げる手続等については、(2)は、適用しないこととする。

ア 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

イ 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

(4) 添付書面等の省略に関する規定

申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととする。

(5) 手続等に係る情報システムの整備等に関する規定

ア 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

イ 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。

ウ 市の機関等は、アの規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(6) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表に関する規定

市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(7) 施行期日 令和3年4月1日

5 富山市科学博物館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市天文台を廃止するもの。

(1) 富山市天文台の廃止

(2) (1)に伴う規定の整備

(3) 附則で、富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部改正

富山市科学博物館条例の一部改正に伴う引用条文の改正

(4) 施行期日 令和3年4月1日

6 富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

食品衛生法の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 題名の改正

「富山市食品衛生条例」

↓

「富山市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例」

(2) 給食施設の届出制度が法定化されたことに伴う当該規定の削除

(3) 関係法令

法律 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

(4) 施行期日 令和3年6月1日

7 富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

施設の運営実態に即して、休園日に関する規定の整備を行うもの。

(1) 富山市恵光学園の休園日として、土曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を加える。

(2) 施行期日 令和3年4月1日

8 富山市老人医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

個人所得課税の見直しに伴う不利益が生じないように、受給資格の所得制限判定所得について、規定の整備を行うもの。

(1) 富山市老人医療費助成条例の一部改正

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合においては、当該合計所得金額から10万円（給与所得控除後の給与所得の額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る所得の額の合計額が10万円に満たないときは、当該合計額）を控除した額を用いて受給資格の所得制限を判定することとする。

(2) 富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正

(1)に同じ。

(3) 富山市重度心身障害者等介護手当支給条例の一部改正

(1)に同じ。

(4) 施行期日 (1)は令和3年8月1日、(2)は同年7月1日、
(3)は同年4月1日

9 富山市婦中生活介護事業所条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

施設の民営化に伴い、廃止するもの。

(1) 富山市婦中生活介護事業所の廃止

(2) 施行期日 令和3年4月1日

10 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定障害福祉サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定障害福祉サービス事業者は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定障害福祉サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

11 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定障害者支援施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定障害者支援施設は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定障害者支援施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定障害者支援施設は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

12 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

障害福祉サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

障害福祉サービス事業者は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

障害福祉サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

障害福祉サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

(8) 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

13 富山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

地域活動支援センターは、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

地域活動支援センターは、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

地域活動支援センターは、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

地域活動支援センターは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）

(7) 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

14 富山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

福祉ホームは、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

福祉ホームは、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

福祉ホームは、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

福祉ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）

(7) 施行期日 令和3年4月1日

15 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

障害者支援施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

障害者支援施設は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

障害者支援施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

障害者支援施設は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

16 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 人員配置に関する基準の改正

ア 従業者要件から障害福祉サービス経験者を削る。

イ 医療的ケアを必要とする障害児が児童発達支援等を利用する場合には、看護職員を配置しなければならないこととする。

(2) 感染症対策の強化

指定障害児通所支援事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(3) 業務継続に向けた取組の強化

指定障害児通所支援事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) ハラスメント対策の強化

指定障害児通所支援事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(5) 虐待防止の取組の強化

指定障害児通所支援事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(6) 会議等における情報通信機器の活用

指定障害児通所支援事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(7) その他規定の整備

(8) 関係法令

省令 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(9) 施行期日 令和3年4月1日

17 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 業務継続に向けた取組の強化

養護老人ホームは、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) ハラスメント対策の強化

養護老人ホームは、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 虐待防止の取組の強化

養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）

(6) 施行期日 令和3年4月1日

18 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 業務継続に向けた取組の強化

軽費老人ホームは、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) ハラスメント対策の強化

軽費老人ホームは、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 虐待防止の取組の強化

軽費老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）

(6) 施行期日 令和3年4月1日

19 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 業務継続に向けた取組の強化

特別養護老人ホームは、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) ハラスメント対策の強化

特別養護老人ホームは、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 虐待防止の取組の強化

特別養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(4) 会議等における情報通信機器の活用

特別養護老人ホームは、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

(6) 施行期日 令和3年4月1日

20 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

第1号被保険者に係る保険料の改定等を行うもの。

(1) 保険料の改定

(単位：円)

段階	対象者	令和2年度 (年額)	令和3年度 から令和5 年度までの 各年度 (年額)
1	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者 市町村民税世帯非課税者で公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	18,900	19,800
2	第1段階までの対象者を除き、市町村民税世帯非課税者で公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	34,100	35,700
3	第2段階までの対象者を除き、市町村民税世帯非課税者	53,000	55,000
4	第3段階までの対象者を除き、市町村民税非課税者で公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	64,300	67,400
5	第4段階までの対象者を除き、市町村民税非課税者	75,600	79,200
6	第5段階までの対象者を除き、合計所得金額が80万円未満の者	87,000	91,100
7	第6段階までの対象者を除き、合計所得金額が125万円未満の者	90,800	95,100
8	第7段階までの対象者を除き、合計所得金額が190万円未満の者	98,300	103,000
9	第8段階までの対象者を除き、合計所得金額が400万円未満の者	113,400	118,800
10	第9段階までの対象者を除き、合計所得金額が700万円未満の者	139,900	146,600
11	第10段階までの対象者を除き、合計所得金額が1,000万円未満の者	151,200	158,400
12	第11段階までの対象者以外の者	158,800	166,400

(2) 個人所得課税の見直しに伴う不利益が生じないよう、保険料の区分を判定する際の合計所得金額について、所要の改正を行う。

(3) 施行期日 令和3年4月1日

21 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定居宅サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定居宅サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定居宅サービス事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定居宅サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定居宅サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

22 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定地域密着型サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定地域密着型サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定地域密着型サービス事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定地域密着型サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定地域密着型サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

23 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 管理者要件の改正

主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のやむを得ない理由がある場合には、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員を管理者とすることができることとする。

イ 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

その事業所において作成されるケアプランについて、サービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める場合には、市町村からの求めに応じ、ケアプランの検証及び市町村への届出を行わなければならないこととする。

ウ 感染症対策の強化

指定居宅介護支援事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

エ 業務継続に向けた取組の強化

指定居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

オ ハラスメント対策の強化

指定居宅介護支援事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

カ 虐待防止の取組の強化

指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

キ 会議等における情報通信機器の活用

指定居宅介護支援事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

ク その他規定の整備

(2) 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

令和3年3月31日において主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該者が管理者である間に限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものとする。

(3) 関係法令

省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

(4) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(1)イは同年10月1日、(2)は公布の日

24 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定介護老人福祉施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定介護老人福祉施設は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定介護老人福祉施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定介護老人福祉施設は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

25 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

介護老人保健施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

介護老人保健施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

介護老人保健施設は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

介護老人保健施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

介護老人保健施設は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成11年厚生省令第40号)

(8) 施行期日 令和3年4月1日

26 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定介護予防サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定介護予防サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定介護予防サービス事業者は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定介護予防サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定介護予防サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

27 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

(8) 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

28 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定介護予防支援事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定介護予防支援事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定介護予防支援事業者は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定介護予防支援事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定介護予防支援事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

29 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

指定介護療養型医療施設は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

指定介護療養型医療施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

指定介護療養型医療施設は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

指定介護療養型医療施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

指定介護療養型医療施設は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

30 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 感染症対策の強化

介護医療院は、感染症の発生及びまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

介護医療院は、感染症や災害が発生した場合においても必要なサービスを継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) ハラスメント対策の強化

介護医療院は、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 虐待防止の取組の強化

介護医療院は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならないこととする。

(5) 会議等における情報通信機器の活用

介護医療院は、この条例又はこの条例に基づく規則において実施が求められる会議等について、テレビ電話等の情報通信機器を活用して行うことができることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

(8) 施行期日 令和3年4月1日

31 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

保険料の改定等を行うもの。

(1) 保険料率等の改定

基礎賦課額	所得割		7.4%	6.4%
	均等割		25,680円	25,000円
	平等割	特定世帯	11,280円	8,750円
		特定継続世帯	16,920円	13,125円
		上記以外	22,560円	17,500円
後期高齢者 支援金等賦 課額	所得割		2.1%	2.3%
	均等割		8,160円	8,200円
	平等割	特定世帯	3,240円	3,500円
		特定継続世帯	4,860円	5,250円
		上記以外	6,480円	7,000円
介護納付金 賦課額	所得割		2.1%	2.3%
	均等割		9,360円	9,500円
	平等割		6,000円	6,500円

(2) 所得割額の算定方法の見直し

所得割額の算定における所得金額について、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とする。

(3) 個人所得課税の見直しに伴う不利益が生じないように、保険料の軽減の判定を行う際の基準額について、所要の改正を行う。

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(4)は公布の日

32 富山市八尾健康福祉総合センター条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

施設の廃止に伴い、条例を廃止するもの。

(1) 富山市八尾健康福祉総合センターの廃止

(2) 施行期日 令和3年4月1日

33 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正を行うもの。

(1) 放課後児童支援員の資格要件である放課後児童支援員認定資格研修の
修了要件の改正

「都道府県知事が行う当該研修の修了者」

↓

「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う当該研修の修了者」

(2) 関係法令

省令 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26
年厚生労働省令第63号）

(3) 施行期日 公布の日

34 富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

独自利用事務を追加するもの。

(1) 独自利用事務の追加

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する
事務であって規則で定めるもの

(2) (1) の事務を処理するために必要な限度で利用する特定個人情報は、地方税関係情報とする。

(3) 関係法令

法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

(4) 施行期日 規則で定める日

35 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件
【趣旨】

スポーツ施設の設置及び廃止に伴い、改正するもの。

(1) 富山市五福芝生スポーツ広場の設置

ア 位置

富山市五福3994番地

イ 供用日及び供用時間

	供用日	供用時間
芝生広場	4月上旬から12月中旬までの期間で市長が定める日	ア 5月から8月までの日 午前8時から午後7時まで イ ア以外の日 午前9時から午後5時まで
走路	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで

(2) 富山市大沢野青少年体育センター、富山市大沢野プール及び富山市大沢野武道館の廃止

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(1)は同年9月1日

36 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
【趣旨】

無痛分べん加算の料金改定及び腫瘍マーカー検査料の新設を行うもの。

(1) 無痛分べん加算の料金改定

6時間以内の場合	60,000円	→	昼間（午前8時30分から午後5時30分まで）	100,000円
6時間を超え12時間以内の場合	80,000円		夜間等（昼間及び深夜以外の時間）	120,000円
12時間を超える場合	100,000円		深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）	130,000円

※休診日においては、時間の区分にかかわらず、深夜に係る金額とする。

(2) 腫瘍マーカー検査料の新設

指定の健康診断コース又は人間ドックと併せて検査を受ける場合に限り、管理者が定める3項目の検査1回につき4,000円とする。

(3) 施行期日 令和3年4月1日

37 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

公共下水道への接続に伴い、富山市月岡緑町団地地域し尿処理施設を廃止するもの。

(1) 富山市月岡緑町団地地域し尿処理施設の廃止

(2) 施行期日 令和3年4月1日

38 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

新たに、交通政策監の報酬及び費用弁償の額を規定するもの。

(1) 報酬及び費用弁償の額

報酬の額	費用弁償の額
月額 100,000円	市長が任命権者と協議して定める額

(2) 施行期日 令和3年4月1日

39 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

関係法令の改正、施設の廃止等に伴い、改正するもの。

(1) 富山市八尾地域資源活用促進施設の廃止に伴うたい肥原料の処理に関する事務に係る手数料の廃止

(2) 建築物の床面積に応じた審査所要時間の区分を細分化したことに伴う規定の整備

(3) 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設

建築基準法第60条の2の2第1項第2号又は第3項の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、壁面の位置又は建築物の高さの許可	160,000円
建築基準法第60条の3第1項第3号又は第2項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は建築物の高さの許可	160,000円

(4) 特定建築行為に該当する場合における完了検査手数料の見直し

(5) 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴う規定の整備

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴う引用条文の改正

(7) その他規定の整備

(8) 関係法令

ア 法律

(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

(ウ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

(エ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

イ 政令

(ア) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

(イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）

(9) 施行期日 (1) 及び(7) は公布の日、(2) 及び(3) は令和3年4月1日、(5) は同年6月1日、(4) は同年7月1日、(6) は同年8月1日

40 富山市くれは山荘条例制定の件

【趣旨】

市民の休憩の場を提供し、もって市民の福祉の向上及び健康の増進に資するため、富山市くれは山荘（以下「くれは山荘」という。）を設置するもの。

(1) 位置

富山市西金屋6717番地

(2) くれは山荘に置く施設

ア 越山荘

(ア) 和室

(イ) 浴室

(ウ) 調理室

イ 能州庵

(ア) 和室

(イ) 洋室

(ウ) 調理室

ウ ア及びイに掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な施設

(3) 指定管理者による管理

市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者にくれは山荘の管理を行わせるものとする。

(4) 指定管理者が行う業務

指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

ア くれは山荘の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

イ (2) ア及びイに掲げる施設の使用の承認に関する業務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、くれは山荘の管理に関し市長が必要と認める業務

(5) くれは山荘の使用時間

くれは山荘の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができることとする。

(6) 休館日

くれは山荘の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

ア 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、この日後においてこの日に最も近い休日以外の日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(7) 使用の承認

(2) ア及びイに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならないこととする。

(8) 利用料金の納付

ア 使用者は、指定管理者に別表に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

イ 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(9) 利用料金の額

利用料金は、次の表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

施設名		単位	金額（円）
越山荘	和室及び調理室	1室につき1時間	1,100
	浴室	1人につき1回	1,100
能州庵	和室、洋室及び調理室	1室につき1時間	1,100
附属設備		規則で定める額	

(10) 施行期日 令和4年4月1日

41 富山市大規模災害被災地の支援に関する条例制定の件

【趣旨】

大規模な災害により被害を受けた被災市町村に対し支援を行うことにより、当該被災市町村の災害応急対策及び災害復旧に資することを目的として、制定するもの。

(1) 用語の定義

ア 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

イ 被災市町村 大規模な災害により被害を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。

(2) 支援を行う対象となる被災市町村

市長は、次に掲げる被災市町村に対し、支援を行うことができることとする。

ア 災害時における相互の支援に関する協定を締結している被災市町村

イ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める被災市町村

(3) 支援の種類

(2)の支援は、次に掲げるもののうち、あらかじめ、被災市町村の長と協議をした上で、市長が必要と認めるものとする。

ア 物資等の供与又は貸与

イ 物資等の輸送

ウ 災害応急対策等に従事する職員の派遣

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(4) 先遣職員の派遣

市長は、被災市町村に対し、先遣職員（被災市町村の被害状況等を把握し、及び支援を行うため、早期に派遣する職員をいう。）を派遣することができることとする。

(5) 費用の負担

支援に要した費用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者が負担するものとする。

- ア 協定等により被災市町村が負担することとされた費用
支援を受けた被災市町村
- イ アに掲げる費用以外の費用
市

(6) 支援の内容の公表

市長は、支援を行った場合には、その内容を公表するものとする。

(7) 被災地支援会議の設置

市長は、支援を円滑に実施するため、被災地支援会議を設置するものとする。また、被災地支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- ア 支援の実施決定に関すること。
- イ 支援の内容に関すること。
- ウ 支援の体制に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、支援に関し必要な事項

(8) 施行期日 令和3年4月1日

42 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

機関保証制度の導入に伴い、規定の整備を行うもの。

(1) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部改正

- ア 機関保証制度の導入に伴う規定の整備
一定の場合には、賃貸借契約書に連帯保証人の連署を必要としない旨の規定を追加
- イ その他規定の整備

(2) 富山市特定公共賃貸住宅条例の一部改正

(1) に同じ。

(3) 富山市地域特別賃貸住宅条例の一部改正

(1) に同じ。

(4) 施行期日 令和3年4月1日

43 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 急速充電設備の全出力の上限の拡大

「50キロワット」 → 「200キロワット」

(2) 急速充電設備（全出力50キロワットを超えるものに限る。）を設置しようとする者は、あらかじめ、消防局長に届け出なければならないこととする。

(3) (1) に伴う規定の整備

(4) 関係法令

法律 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

省令 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）

(5) 施行期日 令和3年4月1日

C その他の議決案件（10件）

- 1 辺地に係る総合整備計画策定の件
- 2 財産の無償譲渡の件
 - （1）布目西の土地を神明宮へ譲渡するもの。
 - （2）婦中生活介護事業所を社会福祉法人恵風会へ譲渡するもの。
 - （3）岩瀬天神町の土地を諏訪神社へ譲渡するもの。
 - （4）安養坊字道心山の土地を信行寺へ譲渡するもの。
 - （5）諏訪川原一丁目の土地を諏訪社へ譲渡するもの。
 - （6）八尾町字城ヶ谷外の土地を諏訪町自治協議会へ譲渡するもの。
 - （7）愛宕町二丁目の土地を愛宕神社へ譲渡するもの。
 - （8）婦中町千里字石田屋の土地を地縁団体ちさと会へ譲渡するもの。
- 3 市道路線の認定及び廃止の件

<その他>

D 追加提出（7件）

- 1 契約案件（1件）
 - （1）包括外部監査契約締結の件
- 2 人事案件（6件）
 - （1）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件
 - （2）富山市監査委員の選任に関し同意を求める件
 - （3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件
 - （4）富山市農業委員会の委員の任命に関し同意を求める件
 - （5）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件
 - （6）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

令和3年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	令和3年度		令和2年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	172,702,846	49.8	165,568,489	48.4	7,134,357	104.3	
特別会計	1 公債管理特別会計	23,142,062	6.7	24,040,161	7.0	▲ 898,099	96.3
	2 駐車場事業特別会計	288,285	0.1	360,914	0.1	▲ 72,629	79.9
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	85,954	0.0	81,610	0.0	4,344	105.3
	4 後期高齢者医療事業特別会計	11,161,331	3.2	10,924,570	3.2	236,761	102.2
	5 まちなか診療所事業特別会計	131,248	0.0	142,094	0.0	▲ 10,846	92.4
	6 介護保険事業特別会計	44,286,465	12.8	43,913,244	12.9	373,221	100.8
	7 国民健康保険事業特別会計	33,356,520	9.6	33,602,331	9.8	▲ 245,811	99.3
	8 企業団地造成事業特別会計	231,363	0.1	1,221,869	0.4	▲ 990,506	18.9
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	48,698	0.0	46,164	0.0	2,534	105.5
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	135,823	0.0	156,525	0.1	▲ 20,702	86.8
	11 競輪事業特別会計	13,051,217	3.8	13,332,243	3.9	▲ 281,026	97.9
	12 農業集落排水事業特別会計	1,340,733	0.4	1,476,539	0.4	▲ 135,806	90.8
	13 公設地方卸売市場事業特別会計	321,921	0.1	363,124	0.1	▲ 41,203	88.7
	14 軌道整備事業特別会計	25,926	0.0	27,698	0.0	▲ 1,772	93.6
	15 賃貸住宅・店舗事業特別会計	130,728	0.0	160,632	0.1	▲ 29,904	81.4
白樺ハイツ事業特別会計			33,473	0.0	▲ 33,473	皆減	
特別会計 小計	127,738,274	36.8	129,883,191	38.0	▲ 2,144,917	98.3	
企業会計	16 水道事業会計	10,173,067	2.9	10,065,634	2.9	107,433	101.1
	17 工業用水道事業会計	448,343	0.1	432,143	0.1	16,200	103.7
	18 公共下水道事業会計	21,463,820	6.2	21,382,753	6.3	81,067	100.4
	19 病院事業会計	14,523,463	4.2	14,821,908	4.3	▲ 298,445	98.0
企業会計 小計	46,608,693	13.4	46,702,438	13.6	▲ 93,745	99.8	
合 計	347,049,813	100.0	342,154,118	100.0	4,895,695	101.4	

令和3年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 市税	68,814,866	39.8	74,178,974	44.8	▲ 5,364,108	92.8
2 地方譲与税	1,286,700	0.7	1,445,000	0.9	▲ 158,300	89.0
3 利子割交付金	45,000	0.0	62,000	0.0	▲ 17,000	72.6
4 配当割交付金	252,000	0.1	343,000	0.2	▲ 91,000	73.5
5 株式等譲渡所得割交付金	139,000	0.1	224,000	0.1	▲ 85,000	62.1
6 法人事業税交付金	1,022,000	0.6	803,000	0.5	219,000	127.3
7 地方消費税交付金	9,900,000	5.7	9,615,000	5.8	285,000	103.0
8 ゴルフ場利用税交付金	62,000	0.0	67,000	0.0	▲ 5,000	92.5
9 自動車税環境性能割交付金	125,000	0.1	129,000	0.1	▲ 4,000	96.9
10 地方特例交付金	991,000	0.6	370,000	0.2	621,000	267.8
11 地方交付税	15,300,000	8.9	16,500,000	10.0	▲ 1,200,000	92.7
12 交通安全対策特別交付金	70,000	0.0	70,000	0.1	0	100.0
13 分担金及び負担金	85,305	0.1	115,893	0.1	▲ 30,588	73.6
14 使用料及び手数料	2,680,455	1.6	2,797,298	1.7	▲ 116,843	95.8
15 国庫支出金	24,116,468	14.0	23,182,239	14.0	934,229	104.0
16 県支出金	11,808,645	6.8	12,358,929	7.5	▲ 550,284	95.5
17 財産収入	1,126,960	0.7	356,877	0.2	770,083	315.8
18 寄附金	60,400	0.0	61,300	0.0	▲ 900	98.5
19 繰入金	3,292,745	1.9	1,560,441	0.9	1,732,304	211.0
20 諸収入	3,040,102	1.8	2,995,638	1.8	44,464	101.5
21 市債	28,484,200	16.5	18,332,900	11.1	10,151,300	155.4
合 計	172,702,846	100.0	165,568,489	100.0	7,134,357	104.3

令和3年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	68,814,866	74,178,974	▲ 5,364,108	92.8
	(1) 市民税	27,157,866	31,507,974	▲ 4,350,108	86.2
	ア 個人	22,529,866	25,177,974	▲ 2,648,108	89.5
	イ 法人	4,628,000	6,330,000	▲ 1,702,000	73.1
	(2) 固定資産税	30,285,000	31,400,000	▲ 1,115,000	96.4
	(3) 軽自動車税	1,194,000	1,180,000	14,000	101.2
	(4) 市たばこ税	2,389,000	2,320,000	69,000	103.0
	(5) 入湯税	72,000	94,000	▲ 22,000	76.6
	(6) 事業所税	3,687,000	3,610,000	77,000	102.1
	(7) 都市計画税	4,030,000	4,067,000	▲ 37,000	99.1
2	地方譲与税	1,286,700	1,445,000	▲ 158,300	89.0
	(1) 地方揮発油譲与税	285,000	338,000	▲ 53,000	84.3
	(2) 自動車重量譲与税	930,000	1,015,000	▲ 85,000	91.6
	(3) 森林環境譲与税	67,700	67,500	200	100.3
	(4) 特別とん譲与税	2,000	2,500	▲ 500	80.0
	(5) 航空機燃料譲与税	2,000	22,000	▲ 20,000	9.1
3	利子割交付金	45,000	62,000	▲ 17,000	72.6
4	配当割交付金	252,000	343,000	▲ 91,000	73.5
5	株式等譲渡所得割交付金	139,000	224,000	▲ 85,000	62.1
6	法人事業税交付金	1,022,000	803,000	219,000	127.3
7	地方消費税交付金	9,900,000	9,615,000	285,000	103.0
8	ゴルフ場利用税交付金	62,000	67,000	▲ 5,000	92.5
9	自動車税環境性能割交付金	125,000	129,000	▲ 4,000	96.9
10	地方特例交付金	991,000	370,000	621,000	267.8
11	地方交付税	15,300,000	16,500,000	▲ 1,200,000	92.7
	(1) 普通交付税	13,600,000	14,700,000	▲ 1,100,000	92.5
	(2) 特別交付税	1,700,000	1,800,000	▲ 100,000	94.4
12	臨時財政対策債	10,000,000	5,800,000	4,200,000	172.4
13	競輪事業収入	100,000	80,000	20,000	125.0
14	財政調整基金繰入金	1,000,000		1,000,000	皆増
15	その他	688,164	743,200	▲ 55,036	92.6
	合 計	109,725,730	110,360,174	▲ 634,444	99.4

令和3年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

区 分 款	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	753,709	0.4	764,969	0.5	▲11,260	98.5
2 総務費	19,265,180	11.1	16,822,901	10.2	2,442,279	114.5
3 民生費	63,030,719	36.5	63,465,067	38.3	▲434,348	99.3
4 衛生費	11,853,615	6.9	8,701,455	5.3	3,152,160	136.2
5 労働費	671,039	0.4	618,499	0.4	52,540	108.5
6 農林水産業費	4,612,656	2.7	4,645,873	2.8	▲33,217	99.3
7 商工費	4,051,126	2.3	3,586,860	2.2	464,266	112.9
8 土木費	21,683,365	12.6	23,859,883	14.4	▲2,176,518	90.9
9 消防費	4,487,733	2.6	5,207,994	3.1	▲720,261	86.2
10 教育費	20,917,663	12.1	16,125,307	9.7	4,792,356	129.7
11 災害復旧費	23,500	0.0	72,000	0.0	▲48,500	32.6
12 公債費	21,252,541	12.3	21,597,681	13.0	▲345,140	98.4
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	172,702,846	100.0	165,568,489	100.0	7,134,357	104.3

令和3年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和3年度		令和2年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 人件費	27,437,199	15.9	27,552,199	16.6	▲115,000	99.6
2 扶助費	35,535,038	20.6	35,385,233	21.4	149,805	100.4
3 公債費	21,252,541	12.3	21,597,681	13.0	▲345,140	98.4
義務的経費 小計	84,224,778	48.8	84,535,113	51.0	▲310,335	99.6
4 普通建設事業費	27,297,099	15.8	20,896,008	12.6	6,401,091	130.6
(1) 補助事業費	11,198,853	6.5	8,792,477	5.3	2,406,376	127.4
(2) 単独事業費	15,092,230	8.7	10,942,790	6.6	4,149,440	137.9
(3) 県営事業負担金	1,006,016	0.6	1,160,741	0.7	▲154,725	86.7
5 災害復旧事業費	23,500	0.0	72,000	0.0	▲48,500	32.6
投資的経費 小計	27,320,599	15.8	20,968,008	12.6	6,352,591	130.3
6 物件費	21,161,396	12.2	21,034,852	12.7	126,544	100.6
7 維持補修費	1,672,823	1.0	1,794,205	1.1	▲121,382	93.2
8 補助費等	17,100,237	9.9	17,108,934	10.3	▲8,697	99.9
(1) 負担金寄附金	7,221,008	4.2	7,430,715	4.5	▲209,707	97.2
(2) 補助交付金	8,697,328	5.0	8,790,592	5.3	▲93,264	98.9
(3) その他	1,181,901	0.7	887,627	0.5	294,274	133.2
9 積立金	960,391	0.5	78,389	0.1	882,002	1,225.2
10 投資及び出資金	2,018,337	1.2	1,925,969	1.2	92,368	104.8
11 貸付金	1,235,830	0.7	1,098,705	0.7	137,125	112.5
12 繰出金	16,908,455	9.8	16,924,314	10.2	▲15,859	99.9
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	172,702,846	100.0	165,568,489	100.0	7,134,357	104.3